

『「住まう」権利が阻まれたり、 課題となった事例に関する実態調査』 報告書



公益社団法人長野県社福祉士会 福祉活動委員会
医療・福祉現場の身元保証人問題検討プロジェクトチーム

2019年2月16日

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

はじめに	1
◇ 社会福祉士会が取り組む意味		
◇ 調査の概要		
1 調査結果	2
2 身元保証人が課題となった具体的事例	5
3 課題・取り組みの要望等	14
4 社会福祉士会による提案	20
5 参考資料		
福祉・医療現場での身元保証人問題の基礎理解講座	24
「住まう」権利等事例に関する実態調査実施要領等	29

はじめに

◇ 社会福祉士会が取り組む意味

私たち社会福祉士は、日頃、生活や人生の場面で、不利益、不平等、権利が侵害されていること等に気づき、その人が望む生活や人生を送ることができるよう、必要な制度やサービスを使えるよう整え、ない場合は作り、地域の多様な機関や人々と協働して、権利や生活をまもる専門職として活動をしています。

今回の『「住まう」権利が阻まれたり、課題となった事例に関する実態調査』（以下、実態調査、とする。）は、長野県社会福祉士会（以下、本会とする。）福祉活動委員会に、現場の福祉的課題を問うたところ「身元保証人が課題となり、入居を拒まれた。」「身元保証人がいないことで施設入所や入院に困難が生じている。」という多くの声があがりました。

そこで、本会福祉活動委員会にて「医療・福祉現場の身元保証人問題検討プロジェクトチーム」を立ち上げ現場でどのような事が起きているのかを把握することにしました。住まいも医療もどちらも人が生きる上で必要不可欠なものです。今回は「住まう（入居・入所）」について焦点をあて実態調査に取り組みました。「住まい」は人にとって、生活の基盤であり、よりどころであり、安心して生活を営むために必要不可欠なものです。「住まう」権利が阻まれてしまった事例から社会福祉士として、把握された実態を明らかにし、**今なにをすべきか**を社会、会員が考える端緒にしたいと取り組むこととしました。

<用語について>

- * 本調査では、「住まう」について、賃貸住宅等の入居と福祉施設等の入所を主に想定しているが、身元保証人問題を検討する過程では、医療同意や死後事務等は付随する課題として今後大変重要な項目であることから、それらについても取り上げている。
- * 本調査では、入居・入所時に求められる「保証機能」全般について、「身元保証人」と表現を統一する。（ただし、2. 身元保証人が課題となった具体的事例、3. 課題・取り組みの要望等については、会員の記述通りに記載した。）
- * 「医療・福祉現場」とは、医療や福祉の支援を必要とする人の地域の相談現場を総称している。

◇ 調査の概要

- 調査期間：平成 30 年 11 月 1 日～12 月 15 日
- 調査項目：
 - (1) 相談支援や後見等の活動の中で、保証人等がいないことで賃貸住宅の入居や施設入所を断られた（または、受入困難と判断をして断った）経験の有無。
 - (2) 保証人等がいないことで入居や入所が困難になった状況と対象者
 - (3) 「住まう」権利が阻まれた事例の概要（対象者、入居・入所先の種別、理由、その後の対応）
 - (4) （自由記述）対象者の生活にとって重大な問題となった、または対応に大きな困難を伴った事例の詳細
 - (5) （自由記述）「住まう」権利に関して、保証人等について課題と思われること、今後取り組んでほしいこと等
- 調査方法：本会公式ホームページの会員専用サイトにて回答。または調査票をファックス。
- その他：会員広報紙と一斉メールにて周知。回答は会員の任意。